## Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理

貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 登録申請書、届出書の受理

① 登録申請書並びに変更の届出書及び廃業等の届出書等の提出は、原則として、財務局に対して直接提出する。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該申請書、届出書等の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、主たる営業所等の所在地をその区域に含む協会支部(以下「協会支部」という。)を通じて提出する。

また、施行規則第32条第1項に規定する「登録、指定、認可又は 承認に関する申請がその事務所に到達」した日とは、財務局長が当該 申請書を受理した日とする。なお、協会を経由せずに、直接、財務局 に登録申請書等の提出があった場合は、正式に受理をする前に書式、 記載事項及び添付書類等を慎重に点検し、明らかに不備がある場合は 補正を求めるものとする。

- ② 登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。
  - イ. 資金需要者等に公的機関又は金融機関のごとき誤解を与え、取引 の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと。
  - ロ. 2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録の申請をしていないこと。
  - ハ. 復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと。
  - 二. 代理店契約の内容について、次に掲げる事項を記載しているこ

### 改 正 案

## Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理

貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 登録申請書、届出書の受理

① 登録申請書並びに変更の届出書及び廃業等の届出書等の提出は、原則として、財務局に対して直接提出する。ただし、法第 41 条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該申請書、届出書等の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、主たる営業所等の所在地をその区域に含む協会支部(以下「協会支部」という。)を通じて提出する。

また、施行規則第32条第1項に規定する「登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達」した日とは、財務局長が当該申請書を受理した日とする。なお、協会を経由せずに、直接、財務局に登録申請書等の提出があった場合は、正式に受理をする前に書式、記載事項及び添付書類等を慎重に点検し、明らかに不備がある場合は補正を求めるものとする。

- ② 登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。
  - イ. 資金需要者等に公的機関又は金融機関のごとき誤解を与え、取引 の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと。
  - ロ. 2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録の申請をしていないこと。
  - ハ. 復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと。
  - 二、代理店契約の内容について、次に掲げる事項を記載しているこ

-50

- a. 貸金業法等を遵守する旨の文言。
- b. 代理業務の範囲に関する事項。

ہ ع

- c. 代理店手数料の決定及び支払に関する事項。
- d. 代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項。
- e. 営業用の施設及び設備の設置主体等。
- ③ 法第4条第2項第4号に規定する「営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し」については、次によるものとする。
  - イ. 営業所等(自動契約受付機及び現金自動設備を除く。)に係る登記事項証明書(登記事項証明書の徴収が困難な場合はそれに代わる書面)、地図及び見取図。
  - ロ. 非協会員については、上記イ. に加え、営業所等の写真及び営業 所等を賃借する場合にあっては、所有者からの使用承諾書又は賃貸 借契約書等(貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨 の記載のあるもの)。
  - ハ. 協会員については、登録申請者が設置する自動契約受付機及び店 舗外現金自動設備(営業所等(現金自動設備を除く。)の同一敷地 内(隣接地を含む。)以外に設置されるものをいう。以下同じ。) については、施行規則別紙様式第1号「10 営業所等の名称及び所 在地」(第4面)をもって所在地を証する書面とすることができ る。
- ④ 法人であって、<u>施行規則第4条第3項第9号</u>に規定するものを有しない者に対する<u>同項第8号</u>に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認又は個人に対する<u>同項第10号</u>に規定する「財産に関する調書」(以下「財産調書」という。)の内容の確認に当たって

改正案

ہ ع

- a. 貸金業法等を遵守する旨の文言。
- b. 代理業務の範囲に関する事項。
- c. 代理店手数料の決定及び支払に関する事項。
- d. 代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項。
- e. 営業用の施設及び設備の設置主体等。
- ③ 法第4条第2項第4号に規定する「営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し」については、次によるものとする。
  - イ. 営業所等(自動契約受付機及び現金自動設備を除く。)に係る登 記事項証明書(登記事項証明書の徴収が困難な場合はそれに代わる 書面)、地図及び見取図。
  - ロ. 非協会員については、上記イ. に加え、営業所等の写真及び営業 所等を賃借する場合にあっては、所有者からの使用承諾書又は賃貸 借契約書等(貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨 の記載のあるもの)。
  - ハ. 協会員については、登録申請者が設置する自動契約受付機及び店 舗外現金自動設備(営業所等(現金自動設備を除く。)の同一敷地 内(隣接地を含む。)以外に設置されるものをいう。以下同じ。) については、施行規則別紙様式第1号「10 営業所等の名称及び所 在地」(第4面)をもって所在地を証する書面とすることができ る。
- ④ 法人であって、<u>施行規則第4条第3項第11号</u>に規定するものを有しない者に対する<u>同項第10号</u>に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認又は個人に対する<u>同項第12号</u>に規定する「財産に関する調書」(以下「財産調書」という。)の内容の確認に当たっ

- は、必要に応じ、例えば、以下のような書面によるものとする。
- イ. 預金が計上されている場合にあっては、取引先の金融機関が発行 する残高証明書。
- ロ. 有価証券が計上されている場合にあっては、取引先の証券会社が 発行する取引残高報告書。
- ハ. 土地又は建物が計上されている場合にあっては、市区町村が発行する固定資産評価証明書又は不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の 写し。
- 二. 法人にあっては、法人税の確定申告書及び確定申告書に添付した 貸借対照表の写し。
- ホ. 個人で青色申告している場合にあっては、所得税の確定申告書 (所得税青色申告決算書及び収支内訳書を含む。)の写し。
- ⑤ 施行規則別紙様式第4号(記載上の注意)5の「算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額」とは、土地及び建物の取得価額、固定資産評価証明書に記載された価額又は鑑定評価書に記載された価額とする。

# (2)登録の申請の審査

① 適切な業務を運営することに疑義がある場所を営業所等として記載することや、他人に成りすます又は他人の名義を借りて貸金業登録を行うなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となるため、特に、新規の登録申請又は過去に貸出実績のない者からの登録の更新申請に当たり、登録申請者(法人の役員を含む。)や重要な使用人を財務局に招聘してヒアリングを行い又は営業所等の現地調査を行うなど、不適切な登録申請を排

#### 改 正 案

ては、必要に応じ、例えば、以下のような書面によるものとする。

- イ. 預金が計上されている場合にあっては、取引先の金融機関が発行する残高証明書。
- ロ. 有価証券が計上されている場合にあっては、取引先の証券会社が 発行する取引残高報告書。
- ハ. 土地又は建物が計上されている場合にあっては、市区町村が発行 する固定資産評価証明書又は不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の 写し。
- 二. 法人にあっては、法人税の確定申告書及び確定申告書に添付した 貸借対照表の写し。
- ホ. 個人で青色申告している場合にあっては、所得税の確定申告書 (所得税青色申告決算書及び収支内訳書を含む。)の写し。
- ⑤ 施行規則別紙様式第4号(記載上の注意)5の「算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額」とは、土地及び建物の取得価額、固定資産評価証明書に記載された価額又は鑑定評価書に記載された価額とする。

# (2) 登録の申請の審査

① 適切な業務を運営することに疑義がある場所を営業所等として記載することや、他人に成りすます又は他人の名義を借りて貸金業登録を行うなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となるため、特に、新規の登録申請又は過去に貸出実績のない者からの登録の更新申請に当たり、登録申請者(法人の役員を含む。)や重要な使用人を財務局に招聘してヒアリングを行い又は営業所等の現地調査を行うなど、不適切な登録申請を排

除するよう努めるものとする。

- ② 法第6条第1項第11号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者」は、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれ、具体的には、次の事由を有する者がこれに該当すると考えられる。
  - イ. 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。) 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、登録申請者(法人の役員を含む。) 又は重要な使用人であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
  - ロ. 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。
- ③ 申請者が法人である場合、法第6条第1項第14号の財産的要件の審査に当たっては、施行規則第4条第3項第9号若しくはⅢ-3-1(1)④に規定する書類又は必要に応じて申請者に対するヒアリングにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された貸借対照表に基づく純資産額であるかを確認するものとする。
- ④ 申請者が個人である場合、法第6条第1項第14号の財産的要件の 審査に当たっては、前年度の課税・所得証明等を確認することにより、一時的に資金等を取得することで登録を受けようとする者を排除

改 正 案

除するよう努めるものとする。

- ② 法第6条第1項第 11 号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者」は、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれ、具体的には、次の事由を有する者がこれに該当すると考えられる。
  - イ. 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、登録申請者(法人の役員を含む。)又は重要な使用人であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
  - ロ. 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。
- ③ 申請者が法人である場合、法第6条第1項第 14 号の財産的要件の審査に当たっては、施行規則第4条第3項第 11 号若しくはⅢ-3-1 (1)④に規定する書類又は必要に応じて申請者に対するヒアリングにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された貸借対照表に基づく純資産額であるかを確認するものとする。
- ④ 申請者が個人である場合、法第6条第1項第 14 号の財産的要件の 審査に当たっては、前年度の課税・所得証明等を確認することにより、一時的に資金等を取得することで登録を受けようとする者を排除

するよう努めるものとする。

- ⑤ 法第6条第1項第14号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第5条の3の2及び第5条の4の2に規定する者であるかどうかの審査に当っては、登録申請書及び同添付書類等をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証するものとする。
- ⑥ 法第6条第1項第15号に規定する「貸金業を的確に遂行するため の必要な体制が整備されていると認められない者」であるかどうかの 審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング 及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。
  - イ. 申請者の社内規則等は協会の自主規制規則と同等の社内規則等となっているか。
  - □. 社内規則等及び監督指針Ⅱ-1 (経営管理等)並びにⅡ-2 (業務の適切性)に掲げた主な着眼事項について、当該貸金業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。

特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を 含め、相互牽制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢(業容に 応じて、内部監査態勢)が整備されているか。

- ハ. 営業所等に個人情報の保管のための適切な設備、資金需要者等からの苦情対応及び帳簿の閲覧のための場所等が確保されるなど、当該貸金業者の規模・特性等に応じて、貸金業の適正な業務運営を行うための必要かつ十分な設備が整っているか。
- 二. 申請者が法人(人格のない社団又は財団を含む。)の場合、法人の定款又は寄付行為等に法人の目的として貸金業を営むことが含ま

改 正 案

するよう努めるものとする。

- ⑤ 法第6条第1項第 14 号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第5条の3の2及び第5条の4の2に規定する者であるかどうかの審査に当っては、登録申請書及び同添付書類等をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証するものとする。
- ⑥ 法第6条第1項第 15 号に規定する「貸金業を的確に遂行するため の必要な体制が整備されていると認められない者」であるかどうかの 審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング 及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。
- イ. 申請者の社内規則等は協会の自主規制規則と同等の社内規則等となっているか。
- □. 社内規則等及び監督指針Ⅱ-1 (経営管理等)並びにⅡ-2 (業務の適切性)に掲げた主な着眼事項について、当該貸金業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。

特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を 含め、相互牽制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢(業容に 応じて、内部監査態勢)が整備されているか。

- ハ. 営業所等に個人情報の保管のための適切な設備、資金需要者等からの苦情対応及び帳簿の閲覧のための場所等が確保されるなど、当該貸金業者の規模・特性等に応じて、貸金業の適正な業務運営を行うための必要かつ十分な設備が整っているか。
- 二. 申請者が法人(人格のない社団又は財団を含む。)の場合、法人の定款又は寄付行為等に法人の目的として貸金業を営むことが含ま

れているか。

- (注1)施行規則第5条の4第1項第2号の「常務に従事」しているかどうかは、貸金業者の通常の業務執行の内容及び態様を基本的に把握できるだけの実態が認められるか否かで判断される。必ずしも「常勤」までは求められないが、例えば取締役会の開催日だけ出勤している程度では常務に従事しているということはできない。
- (注2)施行規則第5条の4第1項第3号の「常勤」については、貸金業者の営業時間内にその営業所等に常時駐在することまでは求められないものの、当該貸金業者の営業の実態及び社会通念に照らし、相応の勤務実態が必要である。
- ホ. 施行規則第5条の4第1項第2号の規定に基づき、「常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者であること」を審査するに当たっては、必要に応じて、3年以上従事した経験があることを客観的に明らかにできる資料等の提出を受け、検証するものとする。
- ⑦ 申請者がパチンコその他設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を兼業している場合は、以下の適切な措置が講じられているか。
  - イ. 兼業する業務を営む当該営業所の同一敷地内に貸金業の店舗、自動契約受付機又は現金自動設備を設置していないこと。
  - ロ. 兼業する業務を営む当該営業所の利用者を対象とした貸付けの勧誘又は広告を行わないこと。
- ⑧ 登録申請時において協会に加入する予定がない者に対しては、法第 24 条の6の12 の規定に関し、以下の事項を通知して周知するととも

改 正 案

れているか。

- (注1)施行規則第5条の4第1項第2号の「常務に従事」している かどうかは、貸金業者の通常の業務執行の内容及び態様を基本 的に把握できるだけの実態が認められるか否かで判断される。 必ずしも「常勤」までは求められないが、例えば取締役会の開 催日だけ出勤している程度では常務に従事しているということ はできない。
- (注2)施行規則第5条の4第1項第3号の「常勤」については、貸金業者の営業時間内にその営業所等に常時駐在することまでは求められないものの、当該貸金業者の営業の実態及び社会通念に照らし、相応の勤務実態が必要である。
- ホ. 施行規則第5条の4第1項第2号の規定に基づき、「常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者であること」を審査するに当たっては、必要に応じて、3年以上従事した経験があることを客観的に明らかにできる資料等の提出を受け、検証するものとする。
- ⑦ 申請者がパチンコその他設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を兼業している場合は、以下の適切な措置が講じられているか。
  - イ. 兼業する業務を営む当該営業所の同一敷地内に貸金業の店舗、自動契約受付機又は現金自動設備を設置していないこと。
  - ロ. 兼業する業務を営む当該営業所の利用者を対象とした貸付けの勧誘又は広告を行わないこと。
- ⑧ 登録申請時において協会に加入する予定がない者に対しては、法第 24 条の6の12 の規定に関し、以下の事項を通知して周知するととも

に適切な対応を求めることとする。

- イ. 協会の定款、業務規程その他の規則を考慮した社内規則等が整備 されている必要があること。
- ロ. 協会の業務規程等の変更があった場合、財務局長から社内規則等 の作成又は変更を命ぜられること。
- ハ. 社内規則等の作成又は変更を命ぜられた場合には、30 日以内に当該社内規則等の作成又は変更を行い、財務局長の承認を受ける必要があること。
- 二. 社内規則等の変更又は廃止をしようとする場合、財務局長の承認 を受ける必要があること。
- ホ. 協会による調査、監査及び改善指導等が機能しないことを考慮 し、当局が直接、業務の実態把握や指導等を行うこと。

貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制)

#### 申請者名:

(注)適否欄、該当なしは「一」を記入

審査担当者 審査日:平成 年 月 日

適否 審 査 内 容 *貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第3項第12号)* (略) 内部管理に関する業務を行う組織の概要等(<u>施行規則4条3項13号</u>)

(略)

改 正 案

に適切な対応を求めることとする。

- イ. 協会の定款、業務規程その他の規則を考慮した社内規則等が整備 されている必要があること。
- ロ. 協会の業務規程等の変更があった場合、財務局長から社内規則等 の作成又は変更を命ぜられること。
- ハ. 社内規則等の作成又は変更を命ぜられた場合には、30 日以内に当該社内規則等の作成又は変更を行い、財務局長の承認を受ける必要があること。
- 二. 社内規則等の変更又は廃止をしようとする場合、財務局長の承認 を受ける必要があること。
- ホ. 協会による調査、監査及び改善指導等が機能しないことを考慮 し、当局が直接、業務の実態把握や指導等を行うこと。

貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要な体制)

#### 申請者名:

(注)適否欄、該当なしは「—」を記入

 日
 審査担当者
 審査日:平成 年 月 日

 適否
 審査内容

貸金業の業務に関する社内規則(<u>施行規則第4条第3項第14号</u>)

(略)

内部管理に関する業務を行う組織の概要等(<u>施行規則第4条第3項第15</u> 号)

(略)